

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	道徳的進歩の基準に関する哲学的考察
Author(s)	山下, 駿
Citation	HABITUS , 27 : 285 - 306
Issue Date	2023-03-20
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53739">10.15027/53739</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53739">https://doi.org/10.15027/53739</a>
Right	
Relation	



# 道徳的進歩の基準に関する哲学的考察

山下 駿

(広島大学大学院人間社会科学研究科博士課程前期 2 年)

## はじめに

私たちの善悪の基準そのものである「道徳」は、それ自体で進歩してきたのであり、昔よりもましな道徳になっている、少なくともよりよい道徳へと進歩することは可能である、という主張が「道徳的進歩」である。

この道徳的進歩という観念についての哲学的検討は、哲学史において長い間ほとんど無視されていた状況にあったが、近年急速に増加してきた。道徳的進歩の議論の再燃は、1980 年代以降のピーター・シンガーなどの広く影響力をもった思想家が、人類の進歩という観念を、心理学や生物学、社会学などの観点に拡張する思考方法を開拓したことに起因している。シンガー（1993）は、変化が進歩的かどうかは、それが私たちの道徳的関心の輪が拡大するかどうかにかかっていると考えた。シンガーは西洋社会において、道徳的関心の輪が、単一の家族や自集団から、国家、連合、さらにはすべての人類に拡大したと述べ、道徳的に進歩していると考えた。シンガーらのもたらした開拓は近年の道徳的進歩の議論に包括的な視点をもたらした。例えば、ヒューマー（2016）は、社会的な福祉や制度に着目し、進歩についての考察を行い、残酷で異常な刑罰の受容度の低下による福祉の向上などを進歩であると考えた。またピンカー（2011, 2018）は、不道徳な事例の推移に着目し、進歩について考察を行った。彼は、拷問、殺人、レイプ、戦争、奴隷制度、死刑、植民地主義などの、さま

さまざまな道徳的に好ましくない慣行や態度が、過去数十年の間で減少傾向にあるという事実から、人類が進歩していると考えた。

近年の進歩についての議論は、このような社会学的観点に焦点を当てたものだけではない。例えば、ヒース（2020）は人々の道徳的動機に焦点を当て、進歩についての議論を展開した。彼は、人類が道徳的に向上するためには、人々が規範を自発的に順守するようになることが必要であると考えた。ヒースによれば、人々が規範を自発的に順守することで、社会は規範を維持するためのインセンティブや、罰則<sup>1)</sup>という形で外因性の動機付けを利用する必要が少なくなるので道徳的な進歩が生じるのである。また、ブキャナンとパウエル（2018）は、道徳的能力の向上に重きをおいた見解を示した。ブキャナンとパウエルは私たちの道徳的能力が向上することにより道徳的進歩が生じると考えた。そしてブキャナンとパウエルの見地からは、ヒューマーやピンカーが考えるような社会的な発展は、単に近世国家が平和を維持する能力を高めたために生じたものであり、道徳的進歩であるとはいえないということになる。このように近年の道徳的進歩についての議論は、焦点をあてる事柄の違いから、多くの立場が存在している。進歩について多角的な視点で議論が行われることは、観念の発展において喜ばしいことである。しかし、そのような多角化に伴い、進歩が道徳的であるかどうかという基準が論者によってばらつきを見せていることは否めない。道徳的な進歩であるかどうかの基準が定まらなければ、これからの未来で生じるであろう変化について、道徳的に望ましいものなのか、それとも棄却すべきものなのかについて適切な判断が下せなくなるだろう。道徳的進歩の基準のばらつきは、道徳的進歩に関する議論が複数の立場に分かれていることが原因であると考えられる。以上のようなことから、本論文では、道徳的進歩を支持する立場が二つに大別されることを示し、それらを比較することで、道徳的進

歩の基準の中から、より望ましい基準を見出すことで、道徳的進歩の基準のあいまいさに関する問題の解決を試みる。

## 第一章 二種類の道徳的進歩

本稿では、道徳的進歩についての体系的な概説論文<sup>2)</sup>において論じられた、正確に言えば道徳的進歩として現在理解されているものには大きく分けて二種類の立場があるという整理に基づいて、道徳的進歩についての適切な理解について検討する。あらかじめ本章の結論を述べると、より道徳的進歩の適切な理解だと思われるのは、ブキャナンとパウエルの『道徳的進歩の進化 (*The Evolution of Moral Progress*)』において主張されている立場である。その主張を、ザウアーらの整理に則り、ここでは「狭義の道徳的進歩」と呼びたい。狭義の道徳的進歩は、道徳的に重要な事柄が改善したとしても、それが道徳的能力の行使や向上によるものでなければ、道徳的進歩とはみなさない立場である。一方、「広義の道徳的進歩」とは、たとえ道徳的能力の行使や向上を介さなくても、結果として道徳的に重要な事柄が改善されたなら、それを道徳的進歩とみなす立場である。

このような背景のもと、現在では道徳的進歩が実際に起こっているのかという問題に加えて、道徳的進歩の定義についての問題が活発に議論されている。道徳的進歩の定義についての問題とは、つまり「どこまでを道徳的進歩だとみなすか」という問題である。先述のとおり、この問題においては、大きく分けて「広義の道徳的進歩」と「狭義の道徳的進歩」という二つの立場が存在する。これら二つの種類の道徳的進歩について順番に説明し、各立場の基準についての批判を確認し、狭義の道徳的進歩の方が望ましい立場であるということを論じるのが本章の目的である。

## 第二章 広義の道徳的進歩：キッチャーとピンカー

現代倫理学において道徳的進歩を扱った文献には様々なものがある。その中でも、本節で広義の道徳的進歩の議論として扱いたいのはフィリップ・キッチャーの『道徳的進歩 (*Moral Progress*)』である。なぜキッチャーの立場が広義の道徳的進歩として位置づけられるのかは、彼が同書のなかで挙げている道徳的進歩の具体例を見ればわかる。

人類の歴史上、様々な段階で、特定の社会が道徳的進歩を遂げたように見える。その進歩は、しばしばいくつかの面で起こる。公的な宣言、法律の改正、個々の市民の行動と態度の変化。このような進歩の印の多様性は、最もよく引き合いに出される例にはっきり表れている。奴隷制の廃止、女性の機会の拡大、同性間の愛情関係の容認などである。<sup>3)</sup>

この引用だけからも、彼が何を「進歩」として念頭に置いているのかはある意味で明確である。つまり、人間の認知や動機といった内面のプロセスとは無関係に、実に多様なものが挙げられている。これは、彼が広義の道徳的進歩を支持していると考えれば不思議なことではない。というのも、ある社会で道徳的に関連することがらの改善がみられたならば、そのプロセスがどのようなものであれ、道徳的進歩の一部に含められて然るべきだからである。つまりキッチャーにおける道徳的進歩は、道徳的能力の行使や向上とは無関係に、道徳的に重要な事柄がなんらかの意味で改善すれば、それを進歩とみなすような考え方であると言えるだろう。

以上のように、広義の道徳的進歩とは、道徳的に重要な事柄がなんらかの意味

で改善すれば、道徳的能力の行使や向上とは無関係であれば、それを道徳的進歩とみなす立場である。ここでいう「道徳的に重要な事柄」が何を指すのかは、当然ながら論者によって異なっている。キッチャーの場合であれば、「社会的・地位的対立の改善」である。同じようにザウアーらは、広義の道徳的進歩の事例に含まれるものとして以下の例を挙げている。

道徳的進歩はここでは、あらゆる種類の道徳的に望ましい変化として理解される。この概念では、道徳的進歩は、信念や行動における個人の変化（例えば、父親が自分の子供に対してより我慢できるようになる）から、地球規模での発展（殺人率の世界的減少）、道徳理論の改善まで、幅広い変化を含んでいる。<sup>4)</sup>

キッチャーとザウアーらの例示により、「広義の道徳的進歩」において道徳的に重要な事柄の大枠を把握できる。つまり、個人レベルにおいても、国家や地球全体のレベルにおいても、道徳的によいものだとみなされる結果だけが重要視されている。つまり広義の道徳的進歩は、よい結果さえ生じればその手段の是非を問わないという立場であり、この意味で帰結主義的な進歩観である。私たちの道徳的能力が向上しようとしまいと、法制度の整備による犯罪の減少のような道徳的事実の増加が生じれば、それを道徳的進歩だとみなすことができる。

もちろん厳密に言えば、道徳的進歩についても帰結主義についても、結果さえ良ければどのような無法も許容されるという立場ではない。反論に対する帰結主義者の定番の応答ではあるが、一時的な帰結としては良い影響を与えたとしても、その過程で正当な手続きを無視したり、秩序を崩壊させるような手段

を用いたりしたならば、長期的には悪い影響が残り続けるかもしれないからである。同じく広義の道徳的進歩の論者として位置づけられるだろうピンカーも述べていたように、「ある好ましい方向への変化に対して、逆転の頻度が減るとき、あるいは逆転の幅が小さくなる時、場合によってはまったく逆転しなくなる」ものでなければ、それを進歩と呼ぶべきではない。キッチャーはそのための手段の制限として、「道徳的実践の変化が進歩的であるのは、それが正当化された解決策の無限に続く一連の流れの中で行われた場合に限られる」<sup>5)</sup>と主張している。キッチャーの主張では、改善の手段が「正当化された解決策」に限定されていなければ、どのような改善も進歩とはならない。

以上のように考えると、ピンカーやキッチャーも、結局のところは改善の手段は何でもよいと主張しているわけではなく、結果以外の点からある改善を進歩とみなすべきかどうかの条件を課している。ただし、彼らは道徳的進歩の要件を、「道徳的能力の行使や向上」に限定しているわけではない。ザウアーらの分類に当てはめた場合、ピンカーやキッチャーの立場もいまだ広義の道徳的進歩の一種とみなすべきである。

しかし、広義の道徳的進歩が正しい立場であるなら、私たちの行動や心情には何の変化がなくても、道徳的に重要な改善がもたらされるということがありえることになってしまう。本当に、個々人の道徳的能力の行使や向上と無関係に、道徳的に重要な改善が生じることはありえるのだろうか。この疑問は二つの段階で考える必要がある。最初の段階が、そもそもそのような改善は生じるのかという問題である。第二の段階が、例えそのような改善が生じたとしても、それを進歩とみなすべきかという問題である。

一つ目の疑問を提示しているのはヒューマーである。彼はさまざまな経験的事実を提示し、ある社会で道徳的進歩が起こるとき、その社会に住む人々の道

道徳的信念も変化していることを示している。結論として、ヒューマーは、道徳的信念の改善抜きに、道徳的進歩は生じ得ないと考え、次のとおりに述べている。

人類の歴史において、非常に大きな道徳的進歩が起きている。この進歩は、単に慣習が変わったというだけでなく、道徳的信念が変わったということである。数世紀前の非自由主義的見解は、現代の読者にとっては衝撃的で不合理なものである。この傾向は、多くの問題で一貫している。戦争、殺人、奴隷制度、民主主義、女性参政権、人種隔離、拷問、処刑、植民地化など。これほどまでに考え方が逆転している問題はないだろう。<sup>6)</sup>

ここでヒューマーは、道徳的進歩においては、単に制度や慣習が変わっただけでなく、それに対応して道徳的信念が変わることは経験的事実として明らかであると主張する。たしかに、過去には道徳的に問題ないと思われていた多くの事柄について、現代の人々は道徳的な忌避感や嫌悪感を示すだろう。つまり、ヒューマーの主張が正しければ、道徳的進歩は我々の道徳的信念の変化という道徳的能力の向上を意味するため、道徳的進歩は狭義の概念で捉えるべきだということになる。

このことに対して、広義の道徳的進歩の支持者は、道徳的能力の行使や向上とは無関係あるいは直接的な因果関係にない道徳的な改善も存在することを示す事例を挙げることで反論できる。広義の道徳的進歩に立場を置く哲学者が挙げている道徳的な改善を確認してみると次のような例が存在する。キッチャーは、公的な宣言や法律の改正を道徳の改善の例として挙げており<sup>7)</sup>、第一章で



扱ったピンカーは、人類の長寿化や富の格差の収縮を挙げている<sup>8)</sup>。またピンカーは、差別などの偏狭な価値観から、より開放的な価値観が社会に根づくようになってきていることの背景には、社会的な発展により外敵に注意を払う機会が減り、その分自己や他者へ関心が拡大したことがあるという<sup>9)</sup>。

ここで重要なことは、たとえ道徳的信念の変化が起こっていても、それ自体は改善と無関係だという可能性である。つまり、制度が変わったことにより、道徳的に望ましい結果がもたらされ、最終的に私たちの信念が変化した、という順番で因果関係が成立しているのであれば、信念の変化は進歩にとって重要ではない。もしそうであれば、道徳的能力の改善は、道徳的進歩の前提や条件ではなく、道徳的進歩が生じる際の副産物でしかないだろう。つまり、広義の道徳的進歩という立場では、社会的な道徳的改善と私たちの道徳的能力が関連することは否定しない。しかし、そのような道徳的改善の原因が、私たちの道徳的動機であるとは限らない。例えば、日本では、ある時期から飲酒運転の数が激減した。飲酒運転が不道徳な行為であることに異論の余地はないだろう。しかしこのような飲酒運転を不道徳だと考える私たちの道徳的信念は最初から備わっていたわけではない。飲酒運転の検挙数は、飲酒・酒気帯び運転に対する厳罰化が行われるたびに激減している<sup>10)</sup>。つまり、順序としては、まず法整備があり、その結果として実際に人々が行動を改め、最終的に私たちの道徳的信念が変化したと考える余地がある。このような立場では、社会での暴力や殺人の減少は、私たちが暴力や殺人を忌避するように道徳的に向上したことによって引き起こされたとは考えない。逆に、法整備などにより暴力や殺人が減少したことによって、私たちの日常生活からそれらを目の当たりにする機会が減少し、結果的に暴力や殺人に対して忌避感情をもつようになったと考える。

以上のことが正しければ、道徳的能力の向上と、道徳的に重要な変化には因

果的な繋がりはないという広義の道徳的進歩の立場が正しいということになるだろう。しかし第二の問題である、道徳的能力の向上と因果的な繋がりをもたない道徳的に重要な変化を「道徳的進歩」とみなすべきか、という点については以上の議論では答えが得られていない。そして本章で指摘するのはまさにこの点であり、そういった種類の改善があったとしても、私たちはそれを道徳的進歩だとみなすべきではないと主張したい。広義の道徳的進歩への指摘に入る前に、もう一方の立場である狭義の道徳的進歩について説明し、広義の道徳的進歩との違いを明確にする。

### 第三章 狭義の道徳的進歩：ブキャナンとパウエル

狭義の道徳的進歩とはどのような立場なのか。ザウアーらによれば、狭義の道徳的進歩は「ある種の道徳的に望ましい変化だけが道徳的進歩とみなされるべきなのである」<sup>11)</sup>という前提をもつ。このような主張をおこなったのが、本章冒頭でも挙げたブキャナンとパウエルの『道徳的進歩の進化』である<sup>12)</sup>。著作の中で論じられているブキャナンとパウエルの見解は、近年の道徳的進歩の議論（特に狭義的立場から発せられる主張）に多大な影響を与えた。彼らの研究は、ピンカーが人類の進歩を論じる際に提示した社会的な改善の中には、道徳的進歩とみなすことのできないものがあるという指摘を行った。特に感染症の媒介となる虫が減少したことによる疾病の減少の事例のように、人々の道徳的能力の行使や向上を前提としない社会的な改善は道徳的進歩とみなすべきではないと論じている<sup>13)</sup>。このようなブキャナンとパウエルによる指摘は、道徳的進歩の議論に新たな論点を付与した。その論点とは、私たちの道徳に関するなんらかの事実が改善したとき、その改善が道徳的能力の行使や向上によってもたらされたものか否かという論点である。この点について、ブキャナンとパ

ウエルは社会の道徳に関するなんらかの改善は、私たちの道徳的能力の行使や向上によって生じる時、それを道徳的進歩だとみなすことができると考えた。本研究を書評したアラン・ギバードによれば、彼らは道徳的進歩が正式に定義しているわけではないが、道徳的進歩の方向性についての大枠を提示している。そしてそのような方向性へのアプローチは、道徳的進歩を扱う上で正しいあり方であると述べている<sup>14)</sup>。

また本研究で論じられているのは道徳的進歩についてだけではない。ブキャナンとパウエルは道徳的後退についても考察を行っている。彼らは道徳的進歩のなかでも特に道徳的関心の拡大に着目した。そして彼らは、道徳的関心は社会の状況によって、時に拡大し、時に縮小すると論じている。彼らは道徳的関心の拡大が、人間の進化的適応を背景に形成されたものであると考え、外敵がないような安全な社会では道徳的関心は拡大するが、身の危険を感じるような社会では縮小すると主張した。この点に関してギバードは、人間の道徳には過酷な条件下では「排他的」なものに、穏やかな条件下では「包摂的」なものに切り替えるスイッチ (toggle) のようなものが存在する可能性があると述べている<sup>15)</sup>。

これらのことから、ブキャナンとパウエルは、私たちの生活が脅かされるような状況下では、道徳的後退がおきうると考えた<sup>16)</sup>。ここまでブキャナンとパウエルの研究を概説したことからも分かるように、彼らは道徳的進歩に対して社会学や心理学、進化学など複数の観点からの考察を行っており、前述したように、近年の(狭義の)道徳的進歩の研究の土台を築くものとなった。ブキャナンとパウエルの研究で行われた道徳的進歩への考察を確認することは、狭義の道徳的進歩の正当性を理解する上で有効であると思われる。

では実際にブキャナンとパウエルが行った議論を確認していこう。まずは、

彼らの著作における広義の道徳的進歩への批判を提示したい。そこから彼らが主張した、道徳的進歩は「人間の心理と一致する」ものであるとはどのようなことを意味するのかを確認する。ブキャナンとパウエルは広義の道徳的進歩の主張に対して、彼らの考える道徳的進歩の基準には大きな心理的な違和感が残ると主張し、彼らに対する反論として次の「致命的な感染症の低下」の事例を提示している。

致命的な感染症の発生率の低下が、予防可能な人間の苦しみと死を減らすことが道徳的に善いあるいは、義務であるという認識のもと行われた努力によって、部分的にはそうであっても、もたらされたものではないと仮定してほしい。さらにこの発生率の低下が道徳的またはその他の人間の動機付け能力の行使を伴わなかったと仮定する。代わりに、多くの感染性病原体を一掃した自然発生の環境変化など、人間の制御を超えた出来事の結果として減少が生じたと仮定する。このような状況下では、致命的な感染症の減少は、間違いなく道徳的観点からの改善ではあるが、それを道徳的進歩と呼ぶのは奇妙である<sup>17)</sup>。

この例において、感染症を予防し、苦痛を減らそうとする道徳的動機は存在するが、実際に感染症を減少させたのは環境の変化であり、人間の行為によってではない。広義の道徳的進歩においては、結果的に苦痛の減少という道徳的な変化が起きており、この事例も道徳的進歩だとみなすことになる。しかし、このような判断を行うことは、ブキャナンとパウエルのいうように奇妙なことだと思われる。なぜなら、環境の変化を要因とする社会的な向上について、私たちはその向上が道徳的であるという判断を得られないからである。つまり、道

道徳的進歩が人間の心理と一致するという事は、ある向上について道徳的であるという判断の正当性を得ることを意味する。

では、狭義の道徳的進歩における「道徳的に望ましい変化」とはどのようなものを指すのか。この疑問に関して、ブキャナンとパウエルは、道徳的な力の行使や改善によってもたらされる道徳的に望ましい変化だけを道徳的進歩として見なすべき<sup>18)</sup>だと主張している。つまり、上記の感染症の例でいえば、感染症で苦しむ人々を救いたいという道徳的動機によって、予防薬や治療薬の研究が推し進められ、その結果として感染症の苦痛が減少するという結果がもたらされた場合にのみ、道徳的に望ましい変化が生じたといえ、この変化を道徳的進歩だと見なすことが可能になる。この立場では、環境の変化のような私たちの道徳的な力とは関係のない変化は、道徳的に望ましいものとはみなさず、ブキャナンとパウエルのいうところの広義の道徳的進歩のもつ奇妙さは払拭されているといえる。

またザウアーらの整理によれば、狭義の概念の他の主張は、道徳的進歩が起こるとき、進歩するのは何であるかという問いに対する、異なる応答から生じる。現代の理論家の中には、究極的には道徳的進歩は個人的規模で起こると主張する者がいる一方で、道徳的進歩は本質的に社会的なものであるため、個人に適用すべきではないと主張する者もいる<sup>19)</sup>。つまり、ひとえに狭義の道徳的進歩といっても、判断の対象は単一ではなく、いくつかの形式をとるのである。しかし、だからといって、狭義の道徳的進歩における諸見解が、全くの共通点を持たないというわけでもないようだ。ザウアーらによれば、それらの見解が念頭においているのはブキャナンとパウエルの道徳的進歩についての議論であるという<sup>20)</sup>。そこで、ブキャナンとパウエルの考える道徳的進歩には、どのようなものがあるのかを確認することで、狭義の道徳的進歩の解釈を明確にでき

ると考える。ブキャナンとパウエルはまさしく「進歩するのは何であるのか」という論点にもとづいて、彼らの考える道徳的進歩の例を九つあげている<sup>21)</sup>。

- ① 道徳的規範を順守する人数の増加、あるいは既にある程度順守している人が、より強く順守するようになるというような、正しい道徳的規範に関する順守の向上。
- ② 単なる因果関係に基づいて責任を負わせる道徳的責任や法的責任の概念が、自発性や認識状態を強調する概念に置き換わるというような、より優れた道徳的概念をもつようになること。
- ③ 自律性や誠実さ、尊厳を重要視する、美德についてのより良い理解をもつようになること。
- ④ より良い道徳的動機をもつようになること。
- ⑤ より良い道徳的推論が可能になること。
- ⑥ 人々が以前は道徳的に許容されていなかった行動が、実際は道徳的に許容されるものであると理解することで生じる、適切な脱道徳化。
- ⑦ 人々が以前は道徳的に許容されていた行動が、実際は道徳的に許容されないものであると理解することで生じる、適切な道徳化。
- ⑧ 道徳的当事者適格性 (moral standing) と道徳的地位 (moral status) についてより良い理解をもつようになること。
- ⑨ 道徳の本質についての理解の向上

これらの例について順番にブキャナンとパウエルの見解をもとに説明を加える。①の道徳的規範の順守については、例として殺人率の大幅な減少が挙げられる。彼らによれば、人々に罪のない人間を殺すことに対する道徳的規範の明

確な内面化が生じたことと、見知らぬ人や他集団についても殺人の禁止を拡張するような包括的な規範を内面化したことが、殺人率の大幅な減少の一因である。②の優れた道徳的観念をもつようになることについては、セクシュアル・ハラスメントに対する認識の変化が挙げられる。つまり、セクシュアル・ハラスメントは行うことでなんらかのペナルティが生じるので悪であるという考えから、相手の尊厳を損なう行為であるので悪であるというような、より道徳的な理解に推移することである。③の美德についてのより良い理解について、女性は純潔で従順であることが、男性は名誉のために戦うことが美德であるというような理解ではなく、自律的であるとか、誠実であることこそが美德であるという理解をすることである。④のより良い道徳的動機をもつことについて、ここでいう「より良い」とは、道徳的動機の対象となる範囲が、家族や自集団を超えて広がることであり、また行動の決定において道徳的動機が働く割合が大きくなることを意味する。⑤のより良い道徳的推論が可能になることは、道徳的関心の範囲を拡大させることにより、道徳的判断がより大きな一貫性を獲得することである。例として、道徳的関心が動物にも拡大することで、他の人間に危害を加えてはならないという考えと動物に不当な苦痛を与えてはならないという考えの間に一貫性が生まれるということが考えられる。⑥の適切な脱道徳化とは、以前は人々が道徳的に間違っていると理解していたものについて、道徳的に許容されるものであると適切な理解を行うようになることである。例として、婚前交渉、同性間の性的関係などが道徳的に許容されるようになったということが挙げられる。一方、⑦の適切な道徳化とは、以前は人々が道徳的に許容されると理解していたものについて、道徳的に間違ったものであると適切な理解を行うようになることである。例として、纏足や残酷な刑罰、拷問などの廃止が挙げられる。⑧の道徳的当事者適格性 (moral standing) と道徳的地

位(moral status)についてより良い理解をもつようになることとは、例えば人権意識の向上による奴隷制度の廃止や、動物の福利について認識するようになることである。つまり人間が持つとされる基本的な権利に関して、権利をもつ対象についての適切な理解や拡張を行うようになることである。⑨の道徳の本質についての理解の向上とは、例えば人々の道徳についての理解が「戦略的」なものから「主題中心的」なものに移行することである。ここでいう戦略的理解とは、道徳とは単に利害関係に関する人々の合意であるという理解である。しかし道徳は利害だけではなく、善悪などの本質的な価値に関する概念であるというような理解を行うようになることである。

これらのブキャナンとパウエルの主張する9つの種類の道徳的進歩を確認したことで分かるとおり、「進歩するのは何であるか」という点では様々な種類に分かれるが、それらの根底にあるのは、私たちの道徳的能力の向上自体、あるいは向上による規範の改善を進歩とみなすという考えである。この考えが狭義の道徳的進歩における諸見解の前提にあるならば、狭義の道徳的進歩は次のような定義を行うことができる。つまり、狭義の道徳的進歩とは、私たちの道徳的能力の行使や向上によって、道徳的に重要な事柄が改善することである。

また広義の道徳的進歩が帰結主義的側面を有していたのに対し、狭義の道徳的進歩は、進歩において道徳的動機を含む道徳的能力の行使や向上を念頭においているという点で義務論的側面をもつといえる。つまり、広義の道徳的進歩が認めるような、私たちの道徳的能力と因果的繋がりのない道徳的事実の増加は、狭義の立場からすればそれは進歩であっても、「道徳的進歩」だとは認められない。ここに広義と狭義の道徳的進歩における明確な違いがある。



#### 第四章 道徳的進歩の望ましい立場はどちらか

ここまでで示してきたことを簡単に確認したい。最初に示したのは、道徳的進歩という観念には、大きく分けて二つの立場があり、それらは広義的立場と狭義的立場に分類されるということであった。次に示したのは、広義の道徳的進歩とはどういう立場をとるのかという点である。広義の道徳的進歩は、私たちの道徳的能力の行使や向上とは直接的な因果関係になくとも、道徳的に重要な事柄の改善が生じればそれを道徳的進歩だとみなす立場であった。広義の道徳的進歩について加えて示したのが、道徳的能力の向上と因果的な繋がりをもたない道徳的に重要な変化を「道徳的進歩」とみなすべきか、という点で問題が残るという点であった。そして示したのが、狭義の道徳的進歩という立場についてであり、私たちの道徳的能力の行使や向上によって、道徳的に重要な事柄の改善が生じることを道徳的進歩とみなす立場であることを示した。

ここからは、広義の道徳的進歩と狭義の道徳的進歩という二つの立場において、どちらが道徳的進歩の理解として望ましいかを論じていきたい。先述したように私は狭義の道徳的進歩が望ましい立場である考える。その理由としては、広義の道徳的進歩には致命的な欠点があると考えからである。ここで留意すべきは、狭義の道徳的進歩には欠点がないわけではないということである。そこで、各立場への批判を検討し、狭義の道徳的進歩が相対的に望ましい立場であると論じていく。

まずは、狭義の道徳的進歩に対する批判をザウアーらの整理をもとに確認していく。狭義の道徳的進歩に対する批判は、大きく2つの論点から発せられている。一つ目が、「道徳という概念の複雑さに対応できないのではないか」という点である。二つ目が「人類の道徳的能力の進化に逆行しているのではないか」という点である<sup>22)</sup>。これらの批判を順番に検討していく。

まずは、「道徳という概念の複雑さに対応できないのではないか」という指摘について検討を行う。このような指摘は、狭義の道徳的進歩のように評価の対象を狭めることは道徳的な問題を生じさせる可能性があるという懸念から生じている。この点に関するザウアーらの整理は次の通りである。

変化を評価する際に単一の基準に焦点を当てることは、完全に正当化され、場合によっては（例えば、正確な実証研究を行うために）必要でさえあるが、我々は、道徳的進歩について考える際には、多次元的な概念の方が適切な一般的枠組みであると信じている。なぜなら、後者の方が道徳的生活の複雑さに即していると思われ、例えば、自由や嗜好といった道徳的に重要となりうるものの一面に固執することによる道徳的盲目を回避するのに役立つからである。<sup>23)</sup>

このような指摘の対象となるような単一の基準を提示している哲学者の一人に、功利主義者のピーター・シンガーが挙げられる。シンガーは、ある変化が進歩的かどうかは、それが私たちの道徳的関心の範囲を広げるかどうかにかかっていると論じている<sup>24)</sup>。確かに、ある変化が道徳的進歩を見なすか否かの判断を下す際に、道徳的関心が拡大したかどうかという単一の基準を用いれば、明確な答えが得られる。しかし、道徳という概念自体が複雑であることから、その複雑さに対応できるように、基準もまた多くの観点を内包する必要がある。また単一の基準で道徳的進歩だとみなしてしまうと、その基準にさえ達していれば良いというような「道徳的盲目」に陥る可能性がある。

では、このような指摘は狭義の道徳的進歩を棄却させるほどのものだろうか。私は、単一の基準で判断することの危うさには同意するが、既に狭義の道徳的

進歩の議論は、この指摘を退ける段階まで発展しているように思われる。このことは既に記したブキャナンとパウエルの思想からも分かる通り、彼らは一言に道徳的進歩といっても、複数の形式をもつことを述べている。この点に対する更なる批判として、彼らの提示する複数の形式でも道徳の複雑さには対応できていないという批判がなされるかもしれない。しかし、ある変化が道徳的進歩かどうかを議論する際に、重要なことは形式の不足を嘆くことではなく、新たな形式、基準を生み出すことにあると考える。つまりこのような第一の指摘に対しては道徳的進歩への研究が進むことによって退けることが可能になるといえる。

次に第二の「人類の道徳的能力の進化に逆行しているのではないか」という指摘を検討する。ザウアーらによれば、このような指摘は進化論的保守主義 (evoconservatism) によって発せられている<sup>25)</sup>。進化論的保守主義者が懐疑的であるのは、道徳的能力の向上のなかでも、(第一の指摘でも扱った) 道徳的関心の拡大に対してである。ザウアーらの整理によれば、進化論的保守主義は、私たちの道徳的心理について次のように考えている。

人間の道徳的心理は、狩猟採集民の小集団間の競争が激しい環境で進化してきた。この環境では、通常、より協力的な集団が競争上の優位性を持っていた。そのため、道徳が集団内の協力を促進する場合には適応的であった。一方、集団が集団の外にまで協力を拡大することは一般に適応的ではなく、全く逆であった。むしろ、競合する集団のメンバーに対して強い反社会的傾向を持つことが適応的であった。その結果、人間には、内集団のメンバーとは協力するが、外集団のメンバーは道徳的関心の範囲から排除するという「強固に組み込まれた (hard wired)」道徳的心理が残されている

る。26)

つまり私たちの祖先である狩猟採集民は自分が属する集団内の構成員には、協力的であり、集団外の人間に対して排他的であることで、生存競争において優位に立っていたので、そういった性質は現在の私たちにも本能的に備わっているはずであり、その性質を変えることは非常に困難であるということだ。

この指摘に関しては、既にブキャナンとパウエルによって回答がなされている。ブキャナンとパウエルは奴隷制の廃止、脱植民地主義、人権運動や動物愛護運動などを例に挙げ、進化論的保守主義者はこれらの発展を説明することができないと主張する<sup>27)</sup>。つまり進化論的保守主義が正しいのならば、これらの集団外への道徳的関心の拡大による発展は起こり得ない。しかし、現実として起きている以上、先天的な集団の内外に関する性質があったとしても、その性質は後天的に可変なものであるといえる。

ここまでの狭義の道徳的進歩に対する批判をまとめると、基準の単一性と道徳的能力の不可変性にあることが分かる。しかしこれらの批判の検討を通して、既に退けられたものと、将来的に退けうるものであることを示した。つまり、狭義の道徳的進歩には現時点で致命的な問題点のようなものは見当たらないといえる。

一方、広義の道徳的進歩には最低でも2つ、致命的な問題点があると考えられる。一つ目が、一章で提示したように、道徳的能力の向上と因果的な繋がりをもたない道徳的に重要な変化を「道徳的進歩」とみなすべきか、という点について不明瞭であるという点である。二つ目が、広義の道徳的進歩が帰結主義的性質をもつことである。一つ目は既に一章で触れたので、ここでは二つ目の問題点について扱う。

広義の道徳的進歩が帰結主義的性質をもつことに問題があるとはどういうことか。それは、帰結主義への批判の一部が、広義の道徳的進歩への批判にもなりうるということである。そしてその批判とは、帰結主義が主張するような、帰結の是非を評価するためには、非常に多くの情報が必要になるが、現実的にそのような情報を全て入手することはほとんど不可能であるというものである<sup>28)</sup>。帰結主義へのこのような批判を、広義の道徳的進歩に当てはめると次のような批判が成り立つ。道徳的な重要ななんらかの事柄が改善したという帰結をもって進歩とみなす広義の道徳的進歩では、これまでに道徳的進歩が生じたことを判断できても、帰結に関する情報の不足が否定できないことから、これからの道徳的進歩について何の判断も下し得ない。このことがなぜ道徳的進歩として致命的になりうるかという点、広義の道徳的進歩において、道徳的に重要な事柄が改善したとみなすかどうかの評価の対象は結果であるが、その結果を定めることができないので、私たちの道徳的能力と直接的因果関係にある必要がないことから、「道徳的である」という確証が生じえないからである。つまり広義の道徳的進歩は、人類の将来的な進歩について語る時、道徳的かどうかについて判断しえない場合があるといえる。

二つ目の問題点から導かれた「道徳的であるという確証の不足」を、一つ目の問題点への回答として、狭義の道徳的進歩を支持する理由の一つとしたい。つまり、結果に重きを置いた判断を行う広義の道徳的進歩という立場は、ある進歩が道徳的であるという確証を得られない場合があるので、道徳的能力の向上と因果的な繋がりをもたない変化を「道徳的進歩」とみなすべきではない。なぜなら、本来そう判断するのが適切ではない進歩も、道徳的進歩であると判断してしまう可能性があるからである。

道徳的進歩のどちらの立場にも問題点は存在する。ただ、狭義の道徳的進歩

の問題点は既にある程度まで退けられているか、これからの議論の発展により退けられる可能性がある。一方、広義の道徳的進歩にはその理論部分に致命的な問題点があるといえ、もちろんこちらも将来的に回避できる可能性があるが、その時提示されるものは、ここまで述べてきた定義での広義の道徳的進歩とは全く異なるものであると考えられる。これらのことから、本稿の結論として道徳的進歩として望ましい立場なのは、狭義の道徳的進歩の方であると主張する。

## 註

- 1) この点に関連することとして、日本では令和 4 年 4 月 1 日より、大企業だけでなく、中小企業にもパワーハラスメント防止が義務付けられた。(厚生労働省 東京労働局)
- 2) Sauer, Hanno. et al. “Moral progress: Recent developments”, *Philosophy Compass* 16, 2021.
- 3) Kitcher, Philip. *Moral Progress* Oxford: Oxford University Press, 2021. p. 13
- 4) “Moral progress: Recent developments”
- 5) *Moral Progress*, p. 39
- 6) Huemer Michael “A liberal realist answer to debunking skeptics: the empirical case for realism” *Philosophical Studies* 173, 2016:1983-2010.
- 7) *Moral Progress*, p. 13
- 8) Pinker, Steven. *Enlightenment Now*, USA: Penguin Books, 2018 [ピンカー, スティーブン. 『21 世紀の啓蒙』(上・下). 橘朋美・坂田雪子(訳). 草思社. 2019.]
- 9) 同上、p. 412
- 10) 日本において酒気帯び運転の厳罰化が行われた平成 14 年における飲酒運転による死亡事故は 1000 件である。翌年の平成 15 年には 789 件に減少し、令和 3 年には 152 件に

まで減少している。(警察庁交通局)

11) “Moral progress: Recent developments”

12) Buchanan, Allen & Powell, Russell. *The Evolution of Moral Progress* Oxford: Oxford University Press, 2018.

13) 同上、pp. 48-53

14) Gibbard Allan “The Evolution of Moral Progress: A Biocultural Theory” *Notre Dame Philosophical Reviews*, 2019.

15) 同上

16) *The Evolution of Moral Progress*, pp. 198-205

17) 同上、p. 49

18) 同上、p. 51

19) “Moral progress: Recent developments”

20) 同上

21) *The Evolution of Moral Progress*, pp. 54-58

22) “Moral progress: Recent developments”

23) 同上

24) Singer 2011: 96-124

25) “Moral progress: Recent developments”

26) 同上

27) *The Evolution of Moral Progress*

28) 赤林朗・児玉聡. 『入門・倫理学』. 勁草書房. 2018. p. 98